

薬第6549号
令和8年3月27日

各保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県手数料条例の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を改正し、令和8年10月1日から施行することとなりましたので、御了知の上、適切な運用をお願いいたします。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みです。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正に伴う神奈川県手数料条例中の引用条項の改正（「第14条第7項」を「第14条第6項」に、「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める）については、令和8年5月1日から施行することを併せてお知らせします。

問合せ先

- 麻薬、向精神薬、覚醒剤に関すること
献血・薬物対策グループ 川野邊
電話 (045)210-1111 内線 4964
- 製造業・製造販売業等に関すること
生産指導グループ 沖
電話：(045)210-1111 内線 4976
- 上記以外に関すること
薬事指導グループ 細野
電話：(045)210-1111 内線 4967

別記

- ・公益社団法人神奈川県医師会
- ・公益社団法人神奈川県病院協会
- ・一般社団法人神奈川県精神科病院協会
- ・公益社団法人神奈川県歯科医師会
- ・公益社団法人神奈川県獣医師会
- ・公益社団法人神奈川県薬剤師会
- ・公益社団法人神奈川県病院薬剤師会
- ・一般社団法人神奈川県医薬品登録販売者協会
- ・神奈川県登録販売者協会
- ・公益社団法人神奈川県医薬品配置協会
- ・神奈川県医薬品卸業協会
- ・神奈川県製薬協会
- ・神奈川県化粧品工業協会
- ・神奈川県歯科用品商協同組合
- ・神奈川県医療機器販売業協会
- ・神奈川県医療機器工業会
- ・一般社団法人日本産業・医療ガス協会
- ・日本ホームヘルス機器協会
- ・一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
- ・一般社団法人日本保険薬局協会
- ・神奈川県麻薬卸売協会
- ・神奈川県精神神経科診療所協会
- ・神奈川県メッキ工業組合
- ・一般社団法人神奈川県トラック協会
- ・神奈川県工業塗装協同組合
- ・公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会
- ・公益社団法人神奈川県環境保全協議会